

東京都公安委員会規程第5号

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規程を次のように定める。

平成28年6月23日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年  
国家公安委員会規則第1号）第110条の規定に基づき東京都公安委員会（以下「公安委員会」  
という。）が行う風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）  
の委嘱等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 委員の委嘱は、協議会が置かれる地域ごとに10人以内で、風俗営業等の規制及び業務  
の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条の4第1項に規定する者であ  
って、当該地域の風俗環境に関する問題について熱意を有する者に対して行うものとする。

2 前項の委嘱は、別記様式第1号の「委嘱状」を交付して行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、協議会が置かれる地域を管轄する警察署長については、当該警察  
署長の職に就いた日に委員の委嘱があったものとみなす。ただし、当該日以後に協議会が置か  
れることとなった場合は、当該協議会が置かれた日に委員の委嘱があったものとみなす。

(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、  
前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、警察署長の委員としての任期は、在職期間とする。

3 委員（警察署長を除く。）は、2回に限り再任されることができる。

(解嘱)

第4条 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行のあった場合その他特別の理由がある場  
合は、任期中であっても、当該委員を解嘱することができる。

2 公安委員会は、委員を解嘱する場合は、当該委員に対し、別記様式第2号の「解嘱通知書」を交付するものとする。ただし、当該委員の所在が不明であるため交付することができないときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成28年6月23日から施行する。

# 委 嘱 状

殿

あなたに 年 月 日から

年 月 日までの間

風俗環境保全協議会の委員を委嘱します

年 月 日

東京都公安委員会



東京都公安委員会達第 号

殿

解 嘱 通 知 書

次の理由により、風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規程第4条第1項の規定に基づき、風俗環境保全協議会の委員を解嘱したので通知する。

理 由	
-----	--

年 月 日

東京都公安委員会 印